

問合せ先	中区福祉課児童福祉係 (504-2569)
	東区福祉課児童福祉係 (568-7733)
	南区福祉課児童福祉係 (250-4131)
	西区福祉課児童福祉係 (294-6342)
	安佐南区福祉課児童福祉係 (831-4945)
	安佐北区福祉課児童福祉係 (819-0605)
	安芸区福祉課児童福祉係 (821-2813)
	佐伯区福祉課児童福祉係 (943-9732)

こども医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

医療費の一部を補助します。

2 対象者（要件等）

所得制限に関わらず、災害により、住家が全壊・半壊、全焼・半焼、又はこれに準ずる被害にあった方は補助の対象とします。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等で、お子さんの氏名が記載されているもの）
- ② り災証明書
- ③ 個人番号が確認できるもの（保護者またはその配偶者が広島市に転入された場合など）

※ 詳しくは区福祉課児童福祉係にお問い合わせください。

4 補助の申請期間及び受付期限

- ・ 申請期間は、災害による損害を受けた日から1年以内です。
- ・ 補助対象期間は、災害等を受けた日から、翌年の当該災害等を受けた前月まで。